貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和元年5月分)

5月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	株式会社ソーシャルコンパス（法人番号２４３０００１０７４５４３）　代表者大畑俊介	北海道札幌市中央区南４条東３丁目９番１号	本社営業所	北海道札幌市北区屯田５条１丁目３番２２号　ブランドール１０１号室	R1.05.29	一般貸切旅客自動車運送事業の事業停止（３日間）、輸送施設の使用停止（４９０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他１４件	平成３０年８月２３日、平成３０年８月２４日、平成３０年８月２７日及び平成３０年９月１９日、新規許可等を端緒として監査を実施。１５件の違反が認められた。（１）運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反（道路運送法第９条の２第１項）、（２）事業計画の変更認可違反（道路運送法第１５条第１項）、（３）運送引受書の写しの保存義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第７条の２第２項）、（４）点呼の実施義務違反　未実施（旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項、第２項、第３項）、（５）点呼の記録義務違反　記録なし又は記録の保存なし（旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項）、（６）点呼の記録義務違反　記載事項の不備（旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項）、（７）点呼の記録義務違反　記録の改ざん・不実記載（旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項）、（８）乗務等の記録義務違反　記録なし又は記録の保存なし（旅客自動車運送事業運輸規則第２５条第１項、第２項、第４項）、（９）乗務等の記録義務違反　記録事項の不備（旅客自動車運送事業運輸規則第２５条第１項、第２項、第４項）、（１０）運行記録計による記録義務違反　記録なし又は保存なし（旅客自動車運送事業運輸規則第２６条第１項）、（１１）運行指示書の保存義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第２８条の２第２項）、（１２）日雇い運転者等の選任禁止違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３６条第１項）、（１３）特別な指導の実施状況（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項）、（１４）補助者の要件違反（旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の９第３項）、（１５）書類の適切管理義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第６９条）	49	49
	以下余白									